

区分	減額割合	限度面積
居住用宅地	80%	330m <sup>2</sup>
事業用宅地	80%	400m <sup>2</sup>
貸付事業用宅地	50%	200m <sup>2</sup>

(注1) 事業用宅地と居住用宅地とを併用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能(最大で合計730m<sup>2</sup>)。また、貸付事業用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用する場合には、貸付用宅地の限度面積200m<sup>2</sup>に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用可能。

(注2) 宅地の取得者の区分に応じて、申告期限まで居住や事業の継続・宅地の保有継続などの要件を満たすことが必要。

## 小規模宅地等の特例の概要

小規模宅地等の特例は、居住又は事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例。

区分	減額割合	限度面積
居住用宅地	80%	330㎡
事業用宅地	80%	400㎡
貸付事業用宅地	50%	200㎡

(注1) 事業用宅地と居住用宅地とを併用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能（最大で合計730㎡）。また、貸付事業用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用する場合には、貸付用宅地の限度面積200㎡に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用可能。

(注2) 宅地の取得者の区分に応じて、申告期限まで居住や事業の継続・宅地の保有継続などの要件を満たすことが必要。

## 小規模宅地等の特例の概要

小規模宅地等の特例は、居住又は事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例。

	減額割合	限度面積※1	宅地の用途	取得者ごとの主な適用要件
居住用宅地	80%	330㎡	被相続人の居住用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者</li> <li>●同居親族</li> <li>●家なき子※2</li> </ul> 要件なし 申告期限まで保有・居住を継続 申告期限まで保有を継続
			生計一親族の居住用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者</li> <li>●生計一親族</li> </ul> 要件なし 申告期限まで保有・居住を継続
事業用宅地	80%	400㎡	被相続人の事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親族</li> </ul> 申告期限までに事業を承継し、申告期限まで保有・事業を継続
			生計一親族の事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生計一親族</li> </ul> 申告期限まで保有・事業を継続
			同族会社の事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親族</li> </ul> 申告期限において役員であること、申告期限まで保有を継続
貸付事業用	50%	200㎡	被相続人の事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●親族</li> </ul> 申告期限までに事業を承継し、申告期限まで保有・事業を継続
			生計一親族の事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生計一親族</li> </ul> 申告期限まで保有・事業を継続

※1 事業用宅地と居住用宅地とを併用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能（最大で合計730㎡）。また、貸付用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用する場合には、貸付用宅地の限度面積200㎡に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用可能。

※2 「家なき子」とは、①被相続人に配偶者・同居親族がないこと、②相続開始前3年以内に自己・その配偶者・3親等内の親族又は同族会社等が所有する家屋に居住したことがないこと、③相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していないこと等の要件を満たす親族をいう。